

県南広域振興局長告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年1月30日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1（1）路線名 一関北上線
  - （2）供用開始の区間 奥州市水沢区黒石町字下谷記97番1地先から90番3地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成27年1月30日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部
    - イ 期間 平成27年1月30日から同年3月2日まで
- 
- 2（1）路線名 東和薄衣線
  - （2）供用開始の区間 一関市川崎町薄衣字石船渡10番1地先から南新山16番1地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成27年1月30日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
    - イ 期間 平成27年1月30日から同年3月2日まで